

国民健康保険運営協議会の設置及び運営等について

1 名 称 「府中市国民健康保険運営協議会」

2 設置の趣旨

国民健康保険法及び地方自治法の規定により、市町村に国民健康保険運営協議会を置くとされ、国民健康保険の運営に関する重要事項について、市長からの諮問を受けて審議し、その結果の意見を答申することにより行政運営の判断資料を提供する役割を担っている機関です。

3 組 織

被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織します。また、被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができることとされています。

4 委 員 数

府中市では、委員数を17人とし、その内訳は次のとおりです。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 被保険者を代表する委員 | 5人 |
| (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 | 5人 |
| (3) 公益を代表する委員 | 5人 |
| (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 | 2人 |

5 身 分

協議会は市町村の執行機関の附属機関であり、委員は非常勤の特別職に該当します（規定にしたがい報酬が支払われます）。

6 任 期

2年（今回は平成27年7月～平成29年6月）。ただし、補欠委員は前任者の残任期間となります。

7 会 長

公益を代表する委員のうちから、全委員が選挙することになります。会長は、会務を総理し、運営協議会を代表しますが、会長に事故があるときはあらかじめ同様に選挙された会長職務代行者が代行することになっています。

8 所 掌 事 務

協議会は、市長の諮問に応じて次の事項を審議します。

- (1) 国民健康保険に関する条例、規則等の制定及び改廃に関すること
- (2) 療養の給付の充実改善に関すること
- (3) 保険税の賦課徴収の方法に関すること
- (4) 前各号のほか、市長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項

9 会 議

- (1) 招 集 協議会は会長が招集します。
- (2) 議 長 会長が議長になります。
- (3) 開 会 委員定数の1/2以上が出席し、かつ各代表区分の委員がそれぞれ1人以上出席しなければ会議は開けません。
- (4) 会 議 録 議長は会議録を作成し、議長及びその他の委員2人以上が署名します。
- (5) 開会回数 通常は年3回程度開催しています。ただし、回数
の定めはなく、必要に応じて開催することになります。

10 根 拠 法 令

- (1) 国民健康保険法第11条第1項・第2項
- (2) 国民健康保険法施行令第3条第1項・第2項、第4条、第5条
第1項・第2項
- (3) 地方自治法第202条の3
- (4) 府中市国民健康保険条例第2条、第3条
- (5) 府中市国民健康保険運営協議会規則